

令和7年1月27日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
H-003	国旗等の借上（単価契約）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和7年4月1日 至：令和7年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和7年2月14日（金）10：45
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
（4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
11. そ の 他
（1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
（2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（4）契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
（5）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年2月12日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
（6）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
（7）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 （庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30～18:15（12:00～13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 森田 電話 03-3268-3111 内線 20823

仕 様 書

件 名	国旗等の借上（単価契約）	作成年月日	令和 7 年 1 月 2 0 日
		作 成 課	国際政策課渉外室
1 総 則 この仕様書は、防衛省等において友好国国防大臣等が訪問される際に使用する国旗等の借上について規定する。 2 実施要領 発注者を甲、受注者を乙として、次に定めるところにより実施するものとする。 (1) 甲は原則、使用予定日の 2 日前（土日祝祭日の場合はその前日）までに発注書（別紙）により、乙に対して発注を行う。 (2) 乙は甲からの発注に基づき国旗等を貸し出すものとする。 (3) 乙は発注書に記載されている使用予定日の前日（土日祝祭日の場合はその前日）までに甲に納入しなければならない。 (4) 1 回あたりの借上げ期間は、発注書記載の使用予定日から起算し 3 日間とする。 (5) 送料等については、乙が負担する。 3 借上げ期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日 4 借上げ物品及び予定数量（各±15cm） (1) 国旗（大旗ロープ仕様）たて 200cm×よこ 300cm 8 枚 (2) 国旗（中旗）たて 100cm×よこ 150cm 67 枚 (3) 卓上旗 たて 15.5cm×よこ 22.5cm 52 枚 (4) 三脚セット（三脚台、伸縮ポール、冠頭） 24 セット 5 検 査 この仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行う。 6 そ の 他 この仕様書によるほか、疑義が生じた場合は、支出負担行為担当官等と協議するものとする。			

第 号
令和 年 月 日

国 旗 発 注 書

殿

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課会計管理官
(公 印 省 略)

下記のとおり発注する。

記

種類	国 名	数量	単価	使用予定日	備考
国旗(大旗ロープ仕様)					
国旗 (中旗)					
卓上旗					
三脚セット (三脚台、伸縮ポール、冠頭)					
上記の通り要求する。					
支出負担行為担当官 大臣官房会計課会計管理官 殿					
防衛政策局国際政策課渉外室長					